

【申告書の書き方】

申告書の各項目に記入してください。

- 給与・公的年金等の収入があった方 … 申告書表面 ㊦㊧、㊦㊧、㊦㊧～㊦㊧
- 事業や不動産による収入があった方 … 申告書表面 ㊦㊧㊦、㊦㊧㊦、㊦㊧～㊦㊧
- 申告書裏面 (1)(2)(3)
- 平成29年中に収入がなかった方 … 申告書表面 ㊦㊧～㊦㊧、申告書裏面 (9)

申告書 表面

記入例

田辺市長 宛て

提出年月日

年 月 日

30 3 1

現住所

田辺市新屋敷町1番地

1月1日現在の住所

田辺市高雄一丁目23-1

フリガナ

タナベ タロウ

氏名

田辺 太郎

生年月日

明・大・昭・平

31・3・28

電話番号

26-9920

業種・職業または勤務先

農業

個人番号(12ケタ)

123456789012

※市役所処理欄

JC

番号確認 ☐ 担当者

本人確認 ☐

委任状 ☐

申告支援S 税務S オンライン

平成30年度分 市民税・県民税申告書

表

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類

損害金額

保険金などで補填される金額

差引損失額のうち災害関連支出の金額

11 医療費控除

支払った医療費(金額)

保険金などで補填される金額

12 社会保険料控除

社会保険の種類

支払った保険料

国民健康保険

介護保険

後期高齢者医療保険

国民年金

合計

14 生命保険料控除

新生命保険料の計

旧生命保険料の計

48,000

24,000

新個人年金保険料の計

旧個人年金保険料の計

120,000

介護医療保険料の計

15 地震保険料控除

地震保険料の計

旧長期損害保険料の計

40,000

16,000

16～17 寡婦(寡夫)、勤労学生控除

16 寡婦(寡夫)控除

17 勤労学生控除

18 障害者控除

氏名

田辺 花子

障害の程度

1

19～20 配偶者控除・配偶者特別控除

氏名

田辺 一代

生年月日

明・大・昭・平

39・8・31

配偶者の合計所得金額

246,801

310,000

21 扶養控除

氏名

田辺 一朗

生年月日

明・大・昭・平

11・5・4

同居

続柄

子

氏名

田辺 タキ

生年月日

明・大・昭・平

12・2・25

同居

続柄

母

16歳未満の扶養親族

氏名

田辺 花子

生年月日

平成

14・9・5

同居

続柄

子

氏名

田辺 タキ

生年月日

平成

12・2・25

同居

続柄

母

氏名

田辺 一朗

生年月日

平成

11・5・4

同居

続柄

子

2 所得金額

4 所得から差し引かれる金額

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

※別居の扶養親族等がある場合には、裏面(6)に氏名及び住所を記入してください。

※ 申告書 表面の 2 所得金額、4 所得から差し引かれる金額 は、この用紙の裏面に記載しております

収入金額等及び所得金額

所得から差し引かれる金額に関する事項

を参照の上、記入してください。

【寄附金税額控除】 ※申告書 裏面(8)に記入してください。

あなたが平成29年中に都道府県、市町村、特別区、和歌山県共同募金会、日本赤十字社和歌山県支部又は和歌山県及び田辺市が条例で指定する法人・団体等に対して支出した寄附金の合計額が2千円を超える場合には、寄附金控除を受けることができます。
※寄附先(地方公共団体等)が発行する領収書を添付してください。

寄附金控除額

* 基本控除額

[対象となる寄附金の合計額(総所得金額等×30%を限度とします。)-2千円]×10%

地方公共団体(ふるさと納税)への寄附金控除額

上記の基本控除額と次の特例控除額を足し合わせた額です。ただし、個人住民税所得割の額の2割を限度とします。

* 特例控除額

[寄附金の合計額(総所得金額等×30%を限度とします。)-2千円]×(90%-所得税の税率×1.021)

～ 地方公共団体に対する寄附(ふるさと納税)をされた方へ ～
「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出されている方で、確定申告や住民税の申告をされる方は、すべての寄附金について申告が必要です。寄附先が発行する領収書を添付してください。申告書に記載がない場合は、寄附金控除が適用されませんのでご注意ください。

【平成29年中はまったく所得がなかった方や、平成30年1月1日現在は市外に居住していた方】

※申告書 裏面(9)に記入してください。

あなたが平成29年1月1日から12月31日までの1年間に、全期間を通じて所得がなかった場合(遺族年金・障害年金のみで生活していた場合も含む。)は、記入例を参考にして該当する欄に、具体的に記入してください。

※ 遺族年金・障害年金を受けている方は、該当する箇所に○をつけて、受給金額を記入してください。

(9) 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間に収入がなかった方などの記入欄

1. 下記の者から扶養、援助(仕送り等)を受けていた。

住所田辺市新屋敷町1

氏名田辺 太郎続柄父

2. 失業中であった。

現在

H28 年 12 月 15 日 から 年 月 日 まで

雇用保険(失業保険)受給((有)・無)

3. 学生であった。(平成30年1月1日現在で記入)

学校名〇〇大学

(※平成 31 年 3 月 卒業予定)

4. 病気療養中であった。

H29 年 4 月 20 日 から H29 年 10 月 1 日 まで

自宅・病院で療養

5. 遺族年金・障害年金等で生活していた。

支払者日本年金機構

年間受給額1,500,000 円

6. 平成30年1月1日現在は田辺市以外に居住していた。

住所(居所)〇〇県××市△△町1番地

7. その他の理由で収入のなかった方は、具体的に記入してください。

平成29年3月大学卒業後、資格取得のため勉強中であり、平成29年中は収入がありませんでした。

<平成30年度から実施される市民税・県民税の主な変更内容について>

○ 給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

	平成28年度 (平成27年分所得)以前	平成29年度 (平成28年分所得)	平成30年度 (平成29年分所得)以降
上限額が適用される給与収入金額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

○ セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(医師によって処方される医療用医薬品からドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費)を支払った場合には、実際に支払った購入費の合計額から1万2千円を差し引いた金額(最高8万8千円)の所得控除を受けることができる特例が創設されました。

- (1) 従来の医療費控除との選択適用となります。この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。
- (2) 適用期間は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間です。

○ 医療費控除の申告時における「明細書」の添付義務化

医療費控除・医療費控除の特例のいずれかの適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。
なお、医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

収入金額等及び所得金額（申告書の裏面の明細も書いて下さい。）

- **収入金額** …… 平成29年中に収入することの確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費商品を含む。)を記入してください。
- **必要経費** …… 収入をあげるために必要なものに限られます。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などをいい、日常家事に要した必要経費は含まれません。
- **事業専従者** …… あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、あなたの事業に1年を通じて6ヶ月をこえる期間専ら従事した方がいる場合には配偶者が86万円、その他50万円が必要経費とみなされます。
(専従者控除前所得が少ない場合はこの金額にはなりません。)
- **所得金額** …… 収入金額から、必要経費を差し引いた金額(給与と所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額。)を記入してください。

① 営業等

販売業、飲食店業などから生じる所得又は自由職業（医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等）などから生じる所得。（農業以外の事業から生じる所得。）

② 農業

農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業などから生じる所得。

③ 不動産

地代、家賃、借地権設定などから生じる所得。

④ 利子

公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得。
次の所得については課税されませんから、申告する必要はありません。
（1）所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得。
（2）所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得。

⑤ 配当

法人から受ける利子の配当、剰余金の分配、基金利息及び証券投資信託の収益の分配による所得。

⑥ 給与

給与、賃金、賞与など。⇒給与の収入金額(力)に必ず記入してください。
給与と所得金額の速算表・・・給与等に係る収入金額に応じて、次により計算します。

給与等の収入金額の合計額	給与と所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与と所得の金額	
円 ～ 650,999	0円	円 1,628,000 ～ 1,799,999	給与等の収入金額の合計額 ÷ 4 = A (千円未満の端数切捨て)	「A × 2.4」で求めた金額
651,000 ～ 1,618,999	給与等の収入金額の合計額 － 650,000円	1,800,000 ～ 3,599,999		「A × 2.8 － 180,000円」で求めた金額
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000円	3,600,000 ～ 6,599,999		「A × 3.2 － 540,000円」で求めた金額
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000円	6,600,000 ～ 9,999,999	「収入金額 × 90% － 1,200,000円」で求めた金額	
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000円	10,000,000 ～	「収入金額 － 2,200,000円」で求めた金額	
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000円			

⑦ 雑

●雑所得の金額の計算(次の算式によって計算します。)

①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額
公的年金等(恩給・国民年金・厚生年金・公務員の共済年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除く。)から生じる所得。⇒公的年金等の収入金額(キ)に必ず記入してください。
公的年金等に係る雑所得金額の速算表・・・公的年金等に係る収入金額に応じて、次により計算します。

あなたの生年月日	公的年金等の収入合計	公的年金等にかかる雑所得の金額
65歳以上の方 (昭和28年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額－120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75%－37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85%－78万5千円
	770万円以上	収入金額 × 95%－155万5千円
65歳未満の方 (昭和28年1月2日以降生まれ)	130万円未満	収入金額－70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75%－37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85%－78万5千円
	770万円以上	収入金額 × 95%－155万5千円

②公的年金等以外の雑所得に係る総収入金額－必要経費
作家以外の方の印税、原稿料、個人年金、互助年金など。

⑧ 総合課税の譲渡

船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得。
長期譲渡に該当するもの・・・5年を超える期間にわたって保有して譲渡した場合
短期譲渡に該当するもの・・・保有期間5年以内で譲渡した場合
「特別控除額」は、通常の場合は50万円ですが、収用があった場合などには特例を受けることができます。

一時
賞金、懸賞当せん金品、競馬、競輪の払戻金などのような一時的な所得。
「特別控除額」は、通常の場合は50万円です。

市民税・県民税 税額速算表

所得割の税率				均等割額	
市民税		県民税		市民税	県民税
課税標準	税率	課税標準	税率	3,500円	2,000円
一律	6%	一律	4%		

◎県民税均等割額のうち500円は「紀の国森づくり税」です。

◎後日地方税法等の改正によって控除額
が変更された場合は、それによって計算
いたします。

⑩ 雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（平成29年中の所得が38万円以下の者に限る。）が平成29年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、雑損控除を受けることができます。 ※雑損控除額は、次の(1)又は(2)のいずれか多い金額です。 (1)損害金額－保険金などで補填される金額－総所得金額等×10%の額 (2)災害関連支出の金額－5万円 ※災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を添付又は提示してください。																				
⑪ 医療費控除	【従来の医療費控除】 あなたが平成29年中に病院、診療所、薬局、助産所などにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超えるときは、医療費控除を受けることができます。 「保険金などで補填される金額」には、病院などに支払った医療費のうち後日、生命保険会社などから払戻しを受けた金額を記入してください。 ※医療費控除額の算出方法　＜最高限度額 200万円＞ 支払った医療費－保険金などで補填される金額＝(A) 総所得金額等×5%＝(B) (B)と10万円のいずれか少ない方の金額＝(C) 医療費控除額＝(A)－(C) 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】 あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(医師によって処方される医療用医薬品からドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。 (1)適用を受けるための要件(一定の取組) ①医療保険者が実施する健康検査(人間ドッグ、各種健(検)診等)、②市町村が健康増進事業として行う健康診査、③予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種)、④勤務先で実施する定期健康診断(事業主検診)、⑤特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導、⑥市町村が健康増進事業として実施するがん検診のいずれかを行っている方で、取組を行ったことを明らかにする書類(領収証又は結果通知表等)を添付する必要があります。 (2)従来の医療費控除との選択適用となります。 この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。 ※医療費控除額の算出方法　＜最高限度額 8万8千円＞ 支払った金額－保険金などで補填される金額＝(A) 医療費控除額＝(A)－12,000円 ※「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付し、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。 平成32年度(平成31年分)までの申告については、領収書などを添付することもできます。																				
⑫ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが平成29年中に支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。控除を受けられる保険料は、国民健康保険、国民年金、厚生年金、雇用保険、介護保険、後期高齢者医療保険の保険料などです。ただし、配偶者(妻)の公的年金から天引きされている介護保険料等については、夫の申告で社会保険料控除の対象とはなりません。 ※国民年金保険料等の証明書を添付してください。																				
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが平成29年中に小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)又は市町村が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。 ※掛金の額と氏名を証する書類を添付又は提示してください。																				
⑭ 生命保険料控除	あなたが平成29年中にあなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料を支払った場合及びあなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約等のために保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。 新制度(平成24年1月1日以後締結分)と旧制度(平成23年12月31日以前締結分)の双方について、一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類を添付してください。 ※生命保険料控除額の算出方法 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に分けて、下記の(1)～(3)により計算してください。それぞれの控除額を足し合わせた金額が生命保険料控除額となり、全体の適用限度額は7万円です。 (1)新制度の適用を受ける契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等) 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれについて、次の算式により計算した金額。(各控除の適用限度額は 2万8千円) <table><tr><th>年間の支払保険料等</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>12,000円超 32,000円以下</td><td>支払保険料等 × 1/2 + 6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超 56,000円以下</td><td>支払保険料等 × 1/4 + 14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr></table> (2)旧制度の適用を受ける契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等) 従前の計算方法が適用されます。一般生命保険料及び個人年金保険料の控除額は、次の算式により計算した金額。(それぞれの適用限度額は 3万5千円) <table><tr><th>年間の支払保険料等</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>15,000円超 40,000円以下</td><td>支払保険料等 × 1/2 + 7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超 70,000円以下</td><td>支払保険料等 × 1/4 + 17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table> (3)一般の生命保険料と個人年金保険料にそれぞれ新制度と旧制度の双方がある場合の控除額 それぞれ(1)と(2)の計算式で求めた金額の合計額(上限 2万8千円)と(2)の計算式で求めた金額(上限 3万5千円)のいずれか有利な方を選択します。	年間の支払保険料等	控 除 額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	年間の支払保険料等	控 除 額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円
年間の支払保険料等	控 除 額																				
12,000円以下	支払保険料等の全額																				
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
年間の支払保険料等	控 除 額																				
15,000円以下	支払保険料等の全額																				
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円																				
70,000円超	35,000円																				

	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している住居用家屋や生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損害等による損額の額を填補する保険金や共済金が支払われる損害保険契約などのために、あなたが平成29年中に保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。なお、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）には、従前の損害保険料控除が適用可能となっています。 ※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類を添付してください。 ※地震保険料控除額は、次の算式により計算した合計額です。　＜最高限度額 2万5千円＞ （1）地震保険契約 <table><tr><th>年間の支払保険料等</th><th>控　除　額</th></tr><tr><td>50,000円以下</td><td>支払保険料等 × 1/2</td></tr><tr><td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr></table> （2）旧長期損害保険契約 <table><tr><th>年間の支払保険料等</th><th>控　除　額</th></tr><tr><td>5,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>5,000円超 15,000円以下</td><td>支払保険料等 × 1/2 + 2,500円</td></tr><tr><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr></table>	年間の支払保険料等	控　除　額	50,000円以下	支払保険料等 × 1/2	50,000円超	25,000円	年間の支払保険料等	控　除　額	5,000円以下	支払保険料等の全額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円																
年間の支払保険料等	控　除　額																														
50,000円以下	支払保険料等 × 1/2																														
50,000円超	25,000円																														
年間の支払保険料等	控　除　額																														
5,000円以下	支払保険料等の全額																														
5,000円超 15,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 2,500円																														
15,000円超	10,000円																														
⑮ 地震保険料控除																															
⑯ 寡婦控除	あなたが次のいずれかに該当する場合には、26万円（平成29年中の所得が500万円以下で、扶養親族である子供がいる方は30万円）の寡婦控除を受けることができます。 （1）平成29年12月31日現在、夫と死別又は離婚した後婚姻していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族や平成29年中の所得が38万円以下の生計を一にする子供がいる方。 （2）平成29年12月31日現在、夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が明らかでない方で、平成29年中の所得が500万円以下の方。																														
寡夫控除	平成29年12月31日現在、あなたが次の(1)～(3)のすべてに該当する場合には、26万円の寡夫控除を受けることができます。 （1）妻と死別又は離婚した後婚姻をしていないこと、あるいは妻の生死が明らかでないこと。 （2）平成29年中の所得が38万円以下の生計を一にする子供がいること。 （3）平成29年中の所得が500万円以下であること。																														
⑰ 勤労学生控除	平成29年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、平成29年中に勤労による所得があり、合計所得が65万円以下（うち給与と所得等以外の所得の合計額が10万円以下）の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。																														
⑱ 障害者控除	平成29年12月31日現在、あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、1人につき26万円、これらの者が特別障害者の場合は、1人につき30万円の障害者控除を受けることができます。また、同居特別障害者の場合は、特別障害者控除の額に23万円が加算され、53万円の障害者控除を受けることができます。 <table><tr><td></td><td>身体障害者手帳</td><td>療育手帳</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>戦傷病者手帳</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>1級 ・ 2級</td><td>A</td><td>1級</td><td>特別項症から第3項症</td></tr><tr><td>その他障害者</td><td>3級以下</td><td>B</td><td>2級 ・ 3級</td><td>第4項症以下</td></tr></table> ※上記以外でも障害者控除を受けられる場合があります。		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1級 ・ 2級	A	1級	特別項症から第3項症	その他障害者	3級以下	B	2級 ・ 3級	第4項症以下															
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳																											
特別障害者	1級 ・ 2級	A	1級	特別項症から第3項症																											
その他障害者	3級以下	B	2級 ・ 3級	第4項症以下																											
⑲ 配偶者控除	平成29年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者がいる場合で、平成29年中の配偶者の所得が38万円以下（給与収入で103万円以下）のときは、配偶者控除を受けることができます。年の中で死亡された方は含みますが、事業専従者は含みません。 ※ 配偶者控除額 <table><tr><td>控除対象配偶者</td><td>33万円</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者（昭和23年1月1日以前生まれ）</td><td>38万円</td></tr></table>	控除対象配偶者	33万円	老人控除対象配偶者（昭和23年1月1日以前生まれ）	38万円																										
控除対象配偶者	33万円																														
老人控除対象配偶者（昭和23年1月1日以前生まれ）	38万円																														
⑳ 配偶者特別控除	あなたの所得が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族とされた配偶者及び事業専従者を除く。）がある場合で、配偶者の所得が38万円を超え76万円未満（給与収入で103万円を超え141万円未満）のときは、配偶者特別控除を受けることができます。 <table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>配偶者の給与収入金額</th><th>配偶者特別控除額</th></tr><tr><td>38万円超　45万円未満</td><td>103万円超　110万円未満</td><td>33万円</td></tr><tr><td>45万円以上 50万円未満</td><td>110万円以上 115万円未満</td><td>31万円</td></tr><tr><td>50万円以上 55万円未満</td><td>115万円以上 120万円未満</td><td>26万円</td></tr><tr><td>55万円以上 60万円未満</td><td>120万円以上 125万円未満</td><td>21万円</td></tr><tr><td>60万円以上 65万円未満</td><td>125万円以上 130万円未満</td><td>16万円</td></tr><tr><td>65万円以上 70万円未満</td><td>130万円以上 135万円未満</td><td>11万円</td></tr><tr><td>70万円以上 75万円未満</td><td>135万円以上 140万円未満</td><td>6万円</td></tr><tr><td>75万円以上 76万円未満</td><td>140万円以上 141万円未満</td><td>3万円</td></tr><tr><td>76万円以上</td><td>141万円以上</td><td>0円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	配偶者の給与収入金額	配偶者特別控除額	38万円超　45万円未満	103万円超　110万円未満	33万円	45万円以上 50万円未満	110万円以上 115万円未満	31万円	50万円以上 55万円未満	115万円以上 120万円未満	26万円	55万円以上 60万円未満	120万円以上 125万円未満	21万円	60万円以上 65万円未満	125万円以上 130万円未満	16万円	65万円以上 70万円未満	130万円以上 135万円未満	11万円	70万円以上 75万円未満	135万円以上 140万円未満	6万円	75万円以上 76万円未満	140万円以上 141万円未満	3万円	76万円以上	141万円以上	0円
配偶者の合計所得金額	配偶者の給与収入金額	配偶者特別控除額																													
38万円超　45万円未満	103万円超　110万円未満	33万円																													
45万円以上 50万円未満	110万円以上 115万円未満	31万円																													
50万円以上 55万円未満	115万円以上 120万円未満	26万円																													
55万円以上 60万円未満	120万円以上 125万円未満	21万円																													
60万円以上 65万円未満	125万円以上 130万円未満	16万円																													
65万円以上 70万円未満	130万円以上 135万円未満	11万円																													
70万円以上 75万円未満	135万円以上 140万円未満	6万円																													
75万円以上 76万円未満	140万円以上 141万円未満	3万円																													
76万円以上	141万円以上	0円																													
㉑ 扶養控除	平成29年12月31日現在、あなたと生計を一にする扶養親族（年齢16歳未満の者を除く。）がいる場合で、平成29年中の扶養親族の所得が38万円以下（給与収入で103万円以下）のときは、扶養控除を受けることができます。年の中で死亡された方は含みますが、事業専従者は含みません。 ※ 16歳未満の扶養親族については、扶養控除を受けることができませんが、市・県民税の非課税限度額の算定等のため、申告していただく必要があります。 ※ 扶養控除額 <table><tr><td>一般扶養親族（平成11年1月2日～平成14年1月1日生まれ）</td><td>33万円</td></tr><tr><td>〃（昭和23年1月2日～平成7年1月1日生まれ）</td><td>33万円</td></tr><tr><td>特定扶養親族（平成7年1月2日～平成11年1月1日生まれ）</td><td>45万円</td></tr><tr><td>老人扶養親族（昭和23年1月1日以前生まれ）</td><td>38万円</td></tr><tr><td>同居老親等（昭和23年1月1日以前生まれ）</td><td>45万円</td></tr></table> * 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする方です。	一般扶養親族（平成11年1月2日～平成14年1月1日生まれ）	33万円	〃（昭和23年1月2日～平成7年1月1日生まれ）	33万円	特定扶養親族（平成7年1月2日～平成11年1月1日生まれ）	45万円	老人扶養親族（昭和23年1月1日以前生まれ）	38万円	同居老親等（昭和23年1月1日以前生まれ）	45万円																				
一般扶養親族（平成11年1月2日～平成14年1月1日生まれ）	33万円																														
〃（昭和23年1月2日～平成7年1月1日生まれ）	33万円																														
特定扶養親族（平成7年1月2日～平成11年1月1日生まれ）	45万円																														
老人扶養親族（昭和23年1月1日以前生まれ）	38万円																														
同居老親等（昭和23年1月1日以前生まれ）	45万円																														
㉒ 基礎控除	33万円																														